

横浜市原子爆弾被爆者援護費支給要綱

制定 平成16年3月26日衛保第3357号（局長決裁）

最近改正 令和5年4月1日健保事第3762号（局長決裁）

（目 的）

第1条 この要綱は、原子爆弾被爆者（以下「被爆者」という。）の健康維持を援護するため被爆者に対し、援護費を支給することについて必要な事項を定める。

（資 格）

第2条 この要綱により、援護費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年12月16日法律第117号。以下「原爆被爆者援護法」という。）第1条に規定する被爆者であつて、毎年11月1日現在（以下「基準日」という。）、横浜市内に住所を有する者とする。

ただし、基準日に死亡した者または横浜市外へ転出した者を除く。

（申 請）

第3条 受給資格者であつて、援護費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1）被爆者援護費支給申請書（第1号様式）
- （2）原爆被害者援護法第2条第2項に規定する被爆者健康手帳の1ページ目の写し
- （3）住民票の写し

（決 定）

第4条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、援護費を支給することを決定したときは被爆者援護費支給決定通知書（第2号様式）を、支給しないことを決定したときは被爆者援護費支給不承認決定通知書（第3号様式）をもって申請者に通知するものとする。

（支給額）

第5条 援護費の支給額は、1人につき年額10,000円とする。

（支給時期）

第6条 援護費の支給時期は、第4条の規定により支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）に対し、毎年度12月に支給するものとする。

（届 出）

第7条 第4条の規定により援護費の支給決定者が、第2条に規定する受給資格を喪失したとき、又は氏名、住所等を変更したときは、速やかに被爆者援護費受給資格喪失・氏名・住所等変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（調査及び支給の停止）

第8条 市長は、必要があると認める場合には、援護費の支給決定又は毎年度の援護費の支給

に関し必要な事項について、申請者又は支給決定者に対し報告を求め、又は調査することができる。

- 2 市長は必要に応じ、申請者又は支給決定者の受給資格等を確認するため、神奈川県に申請者又は支給決定者について照会し、又は支給決定者の現況確認を行うことができる。
- 3 前2項による調査、照会及び現況確認の結果、受給資格等の確認ができなかった支給決定者については、市長は援護費の支給を停止することができる。この場合において、支給停止後に、受給資格等が確認されたときは、第6条の規定にかかわらず、市長は随時、援護費を支給できるものとする。

(取消等)

第9条 市長は、いつわりその他不正な方法により援護費の支給決定者又は支給を受けた者があるときは、その決定を取り消し、すでに支給した援護費がある場合には、その全額を返還させるものとする。

ただし、その取り消し前に、正当な受給資格を有している期間に支給された援護費については、この限りではない。

(通知)

第10条 市長は、前条の規定により援護費の支給を取り消したときは、被爆者援護費支給取消決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(返還)

第11条 前条の規定による通知を受けた者で、援護費を返還しなければならない者は、別に定める納付書により納付しなければならない。

(書類の提出)

第12条 申請者又は支給決定者が、この要綱の各規定に基づき、市長に提出する申請書及び届出等は、申請者又は支給決定者の住所地の区福祉保健センター又は健康福祉局健康推進課に提出するものとする。

(支払)

第13条 援護費の支給は、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年横浜市規則第57号）の定めるところにより行うものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、援護費の支給に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
(横浜市原子爆弾被爆者栄養費支給要綱)

2 横浜市原子爆弾被爆者栄養費支給要綱（昭和 50 年 7 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 なお、移行措置として、改正以前の様式については平成 27 年 3 月末日の申請まで使用できるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、改正以前の様式については当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。